

労働組合」という名称使用を認めること、団結権と団体交渉権は保障するなどの方針を示唆していた。

労働部はこれを受け、2003年6月、「公務員労働組合の設立および運営などに関する法律案」(公務員労組法)を発表した。しかし、全国公務員労組(非合法の団体)などはストライキ権を含む完全な労働三権などを要求し、政府と対決姿勢をとった。

その後、労働部は、公務員団体などの意見をまとめ、行政自治部など関係官庁と協議して2003年7月末頃までに公務員労組法案を最終確定したいとしていたが、その後も調整は難航・長引いた。

公務員の労働組合に係る法律は、ようやく2004年12月13日に国会を通過(韓国は一院制)し、2006年から発効する見込みとなっている。

c 主な内容

主な内容は、①公務員の労働組合を組織する権利、団体交渉する権利(協約締結権を含む^(注1))は認める、団体行動権(ストライキ権)は認めない、②組合活動を行うに当たって、職務に反した形で政治的活動を行ってはならない、③組合に加入できる範囲の公務員は、一般公務員の場合、6級^(注2)以下とする。契約公務員や技術・臨時公務員の場合も、その一般公務員での6級以下に相当する場合である。④公権力の行使、人事・給与に関する公務員、捜査に当たる公務員など一定の公務員に関しては、組合加入は認められない、などとなっている。

(2) 外国人雇用許可制度の開始

2004年8月に公布された「外国人勤労者の雇用等に関する法律」に基づく外国人雇用許可制(2003～2004 海外情勢報告参照)により、2004年10月5日の時点で、284人の外国人が入国したと韓国労働部が発表した。また、2005年3月に「2005年外国人労働者需給計画」を発表し、企業からの需要に基づき総枠で1万8,000人の受入れを認めた。

またその席上、雇用手続きの簡素化や国内の不法残留者を減らすために、手続きの改正や新設及び下記の外国人雇用許可制度改善方針が示された。

- ・1事業場1制度原則の廃止^(注3)

- ・内国人求人努力期間の短縮(1か月→業種により3～7日に短縮)
- ・外国人許容人員の拡大(10人以下の事業場の外国人雇用人員は内国人の50%まで(2～5人)に制限→5人まで) 等

(3) 非正規職保護関連法案の動向について

a 概要

政府は、非正規労働者の保護を目的とする「期間制・短時間勤労者保護等に関する法律」案及び「派遣労働保護等に関する法律」改正案(以下、「非正規職保護関連法案」という)を2004年11月に国会に提出した。

その後、政労使による実務協議を行ったが、最大の争点である期間制及び派遣労働者の雇用期間と雇用契約終了時の雇用保障問題において合意に失敗し、2005年通常国会及び同年6月の臨時国会で処理することができず、同年9月国会に持ち越しとなった。

b 改正案の概要

非正規労働者に対する差別禁止などの保護措置を盛り込みながら、非正規労働者を「期間制及び短時間勤労者」と「派遣労働者」に分け、前者に対しては新たに規制を設け、後者に対しては既存の規制を緩和し、雇用の拡大を促している。

(a) 「期間制・短時間勤労者保護等に関する法律」案

- ア 期間制・短時間勤労者に対する合理的理由のない差別処遇の禁止及びその是正措置の規定
 - イ 3年以上雇用契約が更新されている労働者について正当な理由のない雇用打ち切りの禁止
 - ウ 短時間勤労者の超過労働者の超過労働に関する規定
- 等を内容とする。

(b) 「派遣労働保護等に関する法律」改正案

- ア 派遣期間の上限の延長(最長2年→3年)及び休止期間(3か月)の設置
 - イ 対象業務の拡大(ポジティブ式→ネガティブ式)
 - ウ 3年以上使用した派遣労働者を直接雇用へと切り替えることの義務付け
- 等を内容とする。

c 法案の争点

2005年4月14日国家人権委員会^(注4)(以下、「人権委」という)が、人権保護の観点から、非正規職保護関連法案に対して下記の内容を勧告。同勧告に対し、政府側及び使用者側は批判、労働組合側は擁護の立場をとり審議が難航する結果となった。

(a) 国家人権委員会勧告概要

「期間制・短時間勤労者保護等に関する法律」案に対し、

- ア 期間制労働者の使用事由制限
- イ 同一労働・同一賃金の規定の明文化

(b) 「派遣労働保護等に関する法律」改正案に対し、

- ア 対象業務をポジティブ方式にする
- イ 派遣労働者にも団結権と団体交渉権を保障

d 今後の動向

政労使間の立場の違いが大きく、法案が長期に渡って漂流する可能性も指摘されている。

- (注1) 協約の内容が法令や予算に定められているものであるときは、その部分の協約は無効となるが、政府代表は誠実にその内容の実現に努力する。
- (注2) 6級は日本の中央官庁の係長にほぼ相当する。
- (注3) 現在、産業研修生制度で外国人を活用している企業は、雇用許可制を活用できない。
- (注4) 国家人権委員会 人権に影響を及ぼす法令の制定に関して政府及び国会に対する諮問又は勧告を実施する機関

中国

1 経済及び雇用・失業等の動向

(1) 経済情勢

中国では消費の堅調な増加や輸出増による生産の増加などから景気拡大が続いており、2001年にはWTOに加盟し、2003年の輸出入総額は前年比37.1%増の8,512億ドル(世界第4位)となった。2002年11月の第16回党大会においては、2020年までに国内総生産(GDP)を2000年の4倍、一人当たりGDPを3,050ドル(2000年850ドル)とし、「小康社会(いくらか余裕のある社会)」を実現すると経済目標を提示している。

2004年の実質GDP成長率は9.5%となっている。

(2) 雇用・失業情勢

〈表2-42〉中国の実質GDP成長率と消費者物価上昇率

年 四半期	(%)				
	2000	2001	2002	2003	2004
実質GDP成長率	8.0	7.5	8.3	9.5	9.5
消費者物価上昇率	0.4	0.7	-0.8	1.2	3.9

資料出所 内閣府経済財政統括官付海外担当「月刊海外経済データ」

中国では近年、急速な経済成長が進む中、計画経済体制から市場経済体制への転換に伴い、貧富の差の拡大、地域間経済格差の増大等、様々な問題が現れてきている。

就業者数は、年々増加傾向にあり、2003年末で7億4,432万人となった。労働・社会保障部は、今後も暫くこの増加傾向が続くとみている。

失業動向を見ると、ここ数年失業者数^(注1)は増加しており、失業率も増加している。しかし2004年の失業率は前年を0.1ポイント下回り、ここ10年来で初めて減少したが、今後の失業率の推移について、中国政府は結論を出せないとしている。

また、政府公表による失業率は依然低い水準で推移しているものの、人口の8割を占める農民の出稼ぎ労働者の問題や、1990年代半ばからの国有企業改革の進展等に伴い依然として多数が存在する下崗(シアガン)労働者^(注2)の問題がある。

下崗労働者の一部は年齢が高く、教育程度も低いため、再就職は厳しいが、政府・党は、縮減させる施策を進めていて、2004年には153万人にまで減少した。

全国103都市平均に係る求人倍率は、2005年には第1四半期の0.94ポイントが第2四半期に0.95ポイント、第3四半期に0.97ポイントと上昇トレンドで推移した。沿海部の労働力不足、内陸部の労働力余剰から、雇用情勢の内域差は大きく、2005年第3四半期には、求人倍率の高い方では、杭州(沿海部)で2.06ポイント、福州(沿海部)で1.25ポイント、北京で1.22ポイント、